

第3次河内長野市 行財政改革大綱

—成果報告—



平成25年8月
河内長野市

もくじ

はじめに	1
Q 1. 5カ年での達成状況はどうなっているの？	2
Q 2. 5カ年で主な達成項目はどんなの？	3
Q 3. 達成できなかった項目で、今後第4次大綱 で取り組む項目はどのくらいあるの？	11
Q 4. 第2次財政健全化プログラム策定後の成果はどうなの？	13
Q 5. 第2次財政健全化プログラムと決算状況は どうなっているの？	15
Q 6. 第2次財政健全化プログラムの目標設定と 達成状況はどうなの？	17
Q 7. 第2次財政健全化プログラムの取り組みにより 何ができたの？	18
おわりに	20
用語解説	21

第3次河内長野市行財政改革大綱 成果報告

はじめに

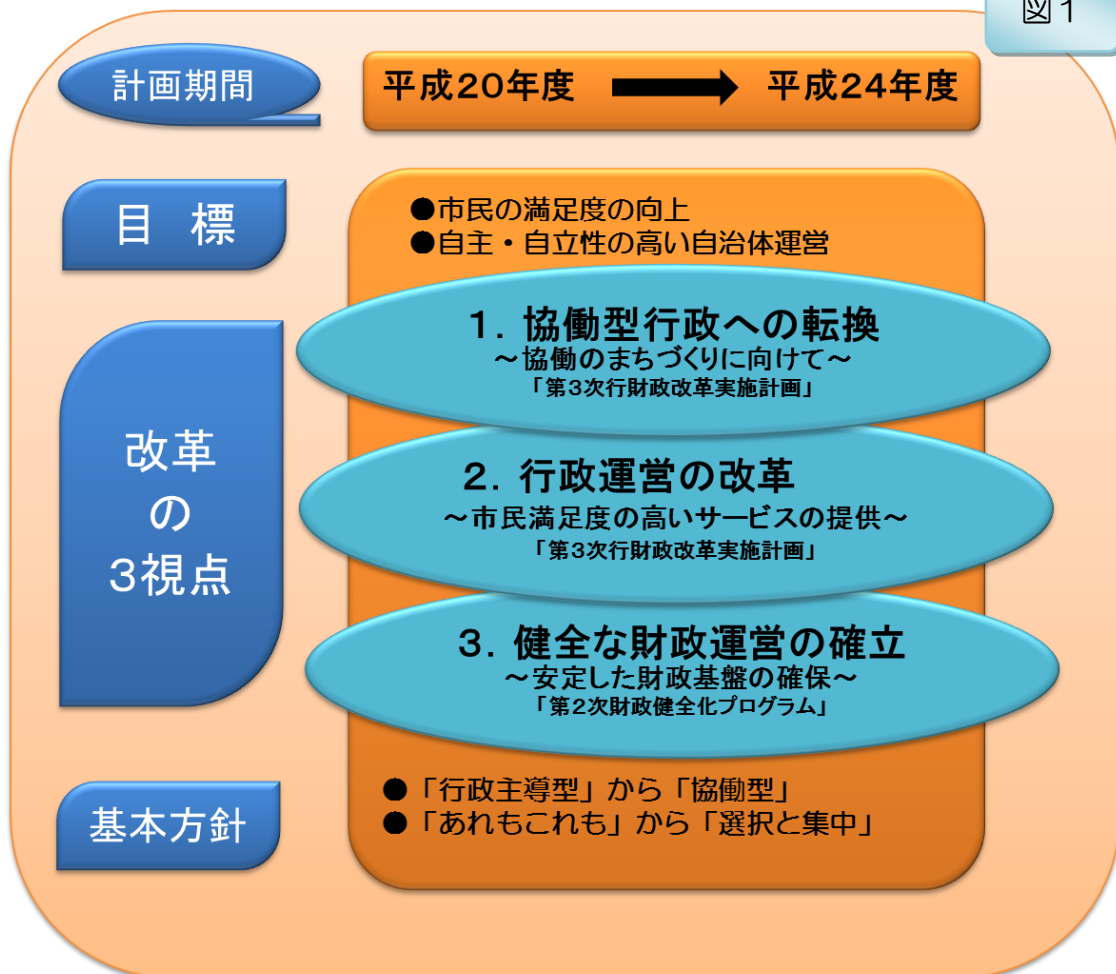
少子高齢化の進展や平成12年から続く人口の減少、それに起因する市税収入の減少及び三位一体改革による交付税削減など、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中、第4次総合計画を円滑に推進し将来に希望の持てるまちを実現するため、市では平成19年12月に「第3次河内長野市行財政改革大綱」（※図1参照）を策定し行財政改革に取り組んできました。

同大綱は3つの改革の視点から構成され、「協働型行政への転換」、「行政運営の改革」の2つの視点から具体的な取組みをまとめた「第3次河内長野市行財政改革実施計画」及びもう1つの視点「健全な財政運営の確立」に関する取組みをまとめた「第2次河内長野市財政健全化プログラム」により適切な進捗管理を行うことで、市民のみなさんのご理解を得ながら、全庁一丸となって改革の着実な推進に努めてきました。

本報告は、第3次行財政改革の計画期間が終了したことから、平成20年度から平成24年度までの5年間の取組みについて、進捗状況及び成果をまとめたものです。

また、作成にあたっては「見える行政」「魅せる行政」を念頭に置き、市民のみなさんに行財政改革の取組みについてより一層ご理解いただけるよう、できるだけ分かりやすい説明に努めました。

図1





Q1

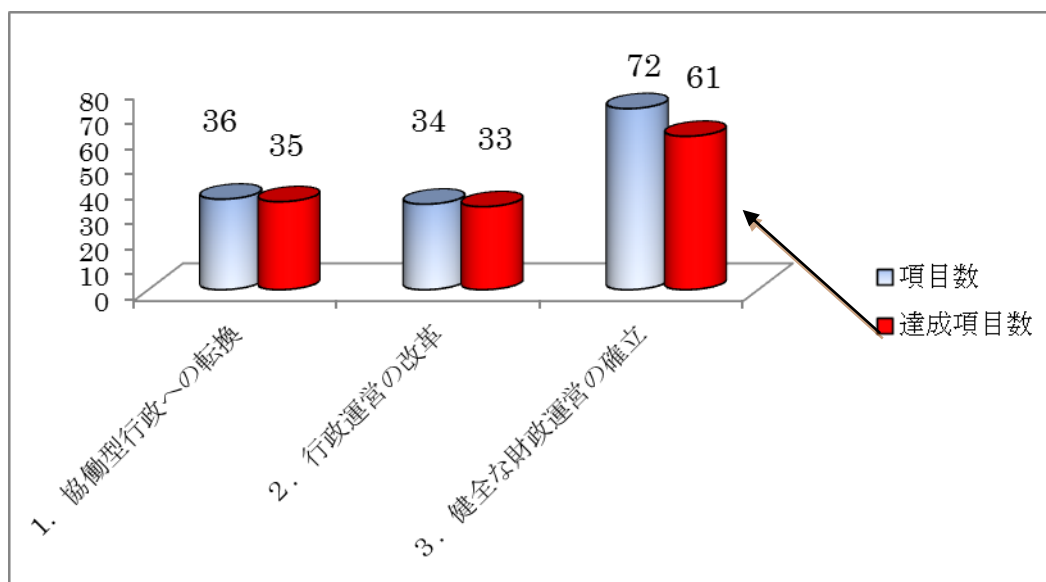
5カ年での達成状況はどうなっているの？
(平成20年度～平成24年度)

第3次河内長野市行財政改革大綱実施計画で掲げた項目は142項目あり、平成24年度末現在で129項目（全体の90.8%）を達成することができました。

目標達成率 90.8% ➡ 129項目（達成）／142項目

改革の視点別の目標達成率（内訳）

- 1. 「協働型行政への転換」 97.2%⇒35項目（達成）／36項目
- 2. 「行政運営の改革」 97.1%⇒33項目（達成）／34項目
- 3. 「健全な財政運営の確立」 84.7%⇒61項目（達成）／72項目





Q2

5カ年で主な達成項目はどんなの？ (平成20年度～平成24年度)

全142項目のうち、5カ年で達成した項目は129項目です。

達成した主な項目は下記のとおりです。達成項目の詳細は、**資料1**をご覧ください。

1. 協働型行政への転換 (項目数36 達成項目数35 達成率97.2%)

(1) 市民参加体制の充実

○市ホームページの見直し

⇒ 平成22年10月に市ホームページを全面リニューアルし、「くらし」「市政」「観光・文化財」「ビジネス」「こんなときは」という分類を設け、より閲覧者が情報を探しやすくなるなどの改良を行いました。また、平成24年度に市 Facebook ページを開設したほか、既存の市ホームページにも各種ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) との連携機能 (ソーシャルプラグイン) を追加し、SNS を通じた情報発信に努めました。



（２）市民協働の推進※１

○立ち上げ支援策の検討

⇒ より住み良いまちづくりを実現するためには、市民公益活動※２の活性化が必要なことから、地域や社会が抱える課題などの解決や新たな公共サービスの充実を目的とし、市民公益活動支援基金（ふれあい一ふ基金）及び市民公益活動支援補助金を導入し、市民公益活動の立ち上げ支援を図りました。

【市民公益活動支援補助金 補助対象事業数】

年度	コース	事業数
平成22年度	初動	2件
	自主	1件
平成23年度	初動	3件
	自主	1件
平成24年度	初動	4件
	自主	3件

【市民まつり支援事業
（秋のハロウィンまつり）】



【木戸本郷ふれあい広場の整備】



【天見の玄関口から花いっぱい】

- ★初動支援コース : 市民公益活動に取り組んで3年以内の団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）
- ★自主事業支援コース : 市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業（同一事業で3回まで応募可）

○協働の事業化を進めるための仕組みづくり

⇒ 市民公益活動の専門性や柔軟性などを活かした事業の提案を公募し、市民と行政が協働で取り組むことで、地域や社会の課題の効率的・効果的な解決を図るとともに、行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための仕組みづくりとして、協働事業提案制度を導入しました。

★成案化した事業

【ひとで不足農家の支援活動（平成22年度）】



【花いっぱい街づくりサポート（平成22年度）】



【美加の台第10緑地他植樹事業（平成23年度）】



2. 行政運営の改革（項目数 34 達成項目数 33 達成率 97.1%）

（1）施策の選択と集中

○タウンミーティングの実施

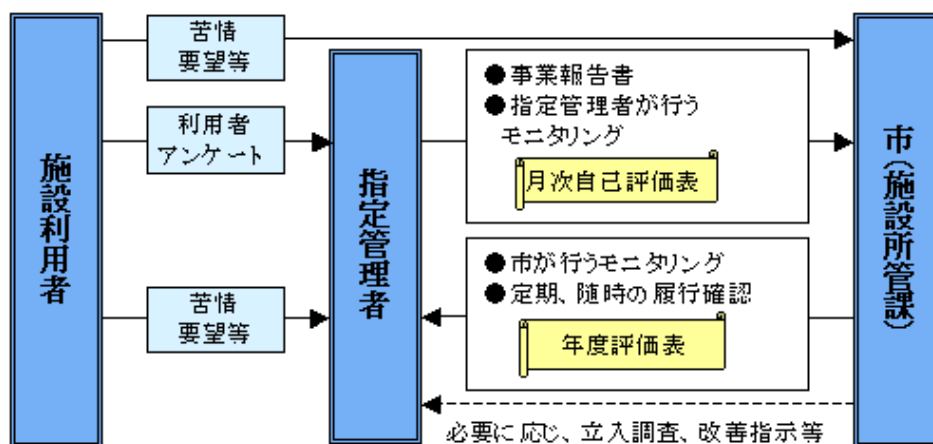
⇒ 市民の目線、市民の感覚を大切にまちづくりを進めるため、新たな手法として平成22年度より「市長まちかどトーク」を実施しました。平成22年度から24年度の3年間で、合計16回実施しました。



（2）事業の実施体制の最適化

○指定管理者モニタリング制度の導入

⇒ 指定管理者による適正な業務の実施と、公の施設を通じたサービスによる市民満足度の向上を目的として、指定管理者からの報告や現地調査などにより業務の実施状況を確認し、必要に応じて指定管理者に対し指導や助言を行う、指定管理者モニタリング制度を各施設に導入しました。



【モニタリング制度の概要】

(3) サービスの提供方法等の充実

○戸籍の電算化

⇒ 紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理するシステムを平成21年10月から運用し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図りました。



【電算化後第1号の戸籍証明書を発行】

(4) 人材の育成

○人材の確保

⇒ 平成20年度職員採用試験（事務職上級）から、受験資格の年齢を3歳引き上げるとともに、平成22年度には上級試験の学歴要件を緩和し、民間職務経験者など有能な人材の確保に努めました。また、選考に当たっては民間の面接官を登用するなど人物重視の採用を行いました。



3. 健全な財政運営の確立

(項目数 7 2 達成項目数 6 1 達成率 8 4 . 7 %)

(1) 行政運営経費の見直し

○統合化の検討1 (小学校)

⇒ 平成25年3月31日をもって、南花台東小学校及び南花台西小学校を廃校し、平成25年4月1日付けで、旧南花台東小学校の位置において南花台小学校を開校しました。



【南花台小学校】

○統廃合の検討2（郷土資料館）

⇒ 市民の郷土理解を深めるため、郷土資料館では歴史・芸術・民俗などに関する資料を収集し、保管・展示を行ってききましたが、郷土資料館は平成22年11月28日をもって一般公開を終了してふれあい考古館と統合し、平成23年4月1日にふるさと歴史学習館（くろまる館）としてリニューアルオープンしました。



【ふるさと歴史学習館】



（2）市民サービスの再構築

○補助費の見直し1（地域看護医療対策助成金など）

⇒ 地域看護医療対策助成金は平成23年度で終了しました。

○民間委託の検討2（地域包括支援センター運営業務）

⇒ 高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく安心して生活できるように、心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行うため、東部・西部・中部地域の3カ所に地域包括支援センター※4を設置しました。

（3）投資的経費の抑制と将来債務の軽減

○市債の新規発行の抑制

⇒ 土地開発公社が先行取得してきた土地について、金利負担などにより簿価が増加しているため、第三セクター等改革推進債などを活用し、市が買い取ることで、後年度における金利負担を軽減させました。

（4）歳入の確保

○不要品の売却（動産）1（不要物品全般）

⇒ 平成20年度からインターネット入札により不用となった物品の売却を実施しました。



物品売払い年度別状況

年度	番号	品 目
平成20年度	1	公共応急作業車1台
	2	分煙機11台
	3	図書館車1台
	4	木製両袖机・布張回転椅子1組
平成21年度	1	トヨタ「クラウン」1台
平成22年度	1	ニッサン「キャラバン」1台
	2	カメラ1台



Q3

達成できなかった項目で、今後第4次大綱で取り組む項目はどのくらいあるの？

社会情勢の変化や特殊事情により実施を見合わせた項目など、計画期間内に達成することができなかった項目は、第4次河内長野市行財政改革大綱（実施計画）に基づき平成25年度以降も引き続き取り組みます。主な項目は下記のとおりです。

【引き続き取り組む項目内訳】

改革の3視点	項目数	達成 項目数	達成割合	引き続き 取り組む項目数
1. 協働型行政への転換	36	35	97.2%	1
2. 行政運営の改革	34	33	97.1%	1
3. 健全な財政運営の確立	72	61	84.7%	11
合 計	142	129	90.8%	13

※引き続き取り組む項目についての詳細は、[資料2](#)をご覧ください。

1. 協働型行政への転換（引き続き取り組む項目数 1）

○拠点施設の整備

⇒ 市民公益活動に関する情報の収集や提供、人材の育成、相談及び助言などのさまざまな機能の向上を図り、市民公益活動の立ち上げ支援や、市民公益活動団体や市民・自治会・企業・行政などとの交流や協働を促進します。

2. 行政運営の改革（引き続き取り組む項目数 1）

○電子申請における利便性の高い受け取り方法などの導入

⇒ クレジットやペイジー※5収納など、具体的な決済方法について検討しましたが、手数料の負担や収納時期などの課題があることから、費用対効果を勘案した結果、導入を見送りました。今後は、更なる「電子申請の拡充」及び「市税等を納付しやすい環境整備の検討」を行っていきます。

3. 健全な財政運営の確立（引き続き取り組む項目数 11）

○廃止の検討1（市営小山田住宅）

⇒ 市営小山田住宅入居者（10世帯）に対して、転居先等の協議を行い、平成23年度に3世帯、平成24年度に3世帯が退去しました。引き続き、入居者の転居先を斡旋し、全世帯の転居後に小山田住宅の廃止に向けた取組みを進めます。



【市営小山田住宅】

○指定管理者制度への移行の検討3（市民交流センター）

⇒ 課題を整理し、指定管理者制度導入の方向性や進め方などについて協議を行いました。平成26年度からの指定管理者制度導入に向けて引き続き取り組みます。



【市民交流センター】



Q4

第2次財政健全化プログラム 策定後の成果はどうか？

歳出の抑制及び歳入の確保による取組効果額は、5カ年で約38億円です。人口減少及び景気の低迷の影響、また取組みに際し時間を要するものや更なる検討が必要なものなどにより目標額には到達していませんが、一方の投資的経費に対する取組みで約14億円の財源を確保しました。詳細については次のページに掲載しています。

■第2次財政健全化プログラムにおける財源確保の状況

(単位:百万円)

区 分	財源確保額	備 考
	H20 ~ H24	
歳出の抑制	3,300	
(1)行政運営経費の見直し	2,203	・人件費・管理経費の縮減 ・施設の統廃合 ・特別会計の経営改善
(2)市民サービスの再構築	1,075	・所得制限や自己負担の導入 ・民間への委託化
(3)投資的経費の抑制と将来債務の軽減	22	・市債の繰上償還
歳入の確保	510	
(4)歳入の確保	510	・手数料・使用料の見直し ・未利用財産の売却 ・広告料収入の拡充
効果額合計 (A) (投資的経費の削減効果※を含まない)	3,810	
第2次財政健全化プログラムにおける財源確保額 (目標額) (B)	5,696	5カ年の累計額
第2次財政健全化プログラムの達成率 (A)／(B)	66.9%	5カ年における達成率

※ 第2次財政健全化プログラム策定時において、投資的経費の効果額が見込めなかったため、含めていません。

■財源確保の主な実績（一般財源ベース）

上段：効果額
下段：計画額
(単位：千円)

区 分		財 源 確 保 額
		H 2 0 ～ H 2 4
◆歳出の抑制		
・ 行政運営経費の見直し		2, 202, 398 (2, 726, 075)
①人件費の抑制 ・ 職員数の削減、給与の見直し		710, 563 (941, 654)
②内部管理経費の効率化とコストの縮減 ・ 内部事務経費の縮減		321, 364 (338, 000)
③施設の統廃合や管理運営のあり方を見直し ・ 施設の統廃合、施設管理運営経費の縮減、施設の管理運営のあり方を見直し		106, 384 (187, 782)
④特別会計の経営改善		937, 780 (1, 165, 740)
⑤外郭団体への財政支出の見直し		126, 307 (92, 899)
・ 市民サービスの再構築		1, 075, 284 (1, 320, 906)
①時代に適合したサービスの再構築		1, 040, 642 (1, 250, 259)
②サービス供給主体の見直し		34, 642 (70, 647)
・ 投資的経費の抑制と将来債務の軽減		22, 225 (0)
①将来債務の軽減		22, 225 (0)
◆歳入の確保		
・ 歳入の確保		509, 769 (1, 648, 946)
①市税等収入の確保		139, 439 (810, 000)
②受益者負担の適正化		324, 669 (803, 946)
③未利用財産の売却		7, 052 (0)
④広告収入やその他の収入の確保		38, 609 (35, 000)
効果額合計		3, 809, 676 (5, 695, 927)

※ 上記以外では、普通建設事業について、事業年度の延伸や規模の縮小など、事業を平準化することで、投資的経費を抑制し、1, 3 6 8, 0 1 8 千円の財源額を確保しました。



Q5

第2次財政健全化プログラムと決算状況はどうなっているの？

第2次財政健全化プログラムを実施する前の見通しでは、各年度で多額の収支不足が発生し、当該プログラムの最終年度である平成24年度決算において、累積赤字が約33億円となり、財政調整基金も底をつく見込みでした。

平成24年度決算において、人口減少及び高齢化などによる市税収入の減少が響き、財政調整基金を150百万円取り崩すとともに、経常収支比率においては、99.6%と前年度と比べ1.9ポイント上昇（悪化）したものの、過去から徹底した行財政改革を実施したことなどにより、結果として、底をつく見込みであった財政調整基金は約26億円の残高を維持することができ、累積赤字も発生しませんでした。

■収支の状況

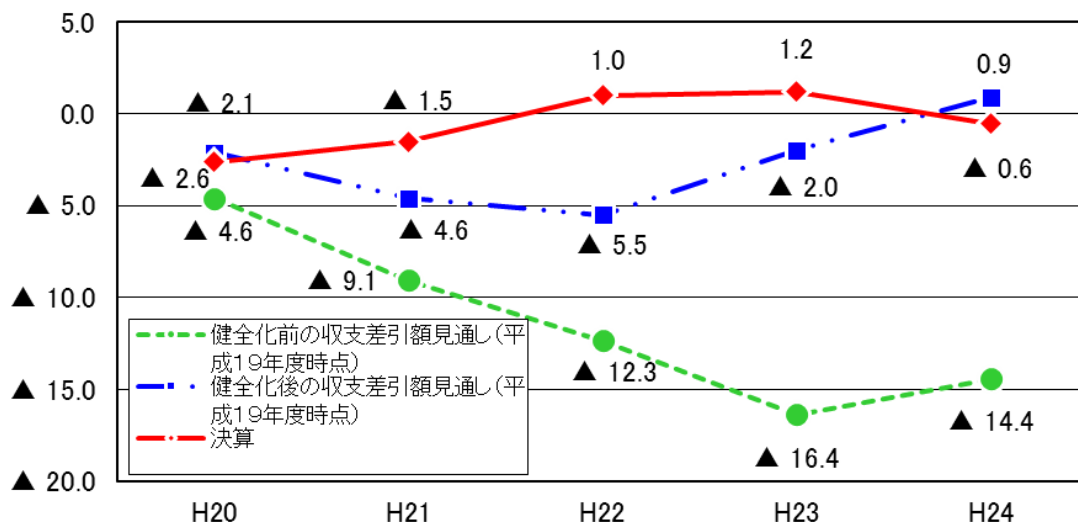
（単位：百万円・％）

	健全化前の見通し （平成19年度時点）					健全化後の見通し （平成19年度時点）					決算				
	H20	H21	H22	H23	H24	H20	H21	H22	H23	H24	H20	H21	H22	H23	H24
一般財源収入（A）	22,368	21,969	21,698	24,094	21,659	22,420	22,107	22,017	24,613	22,279	22,345	22,998	23,872	25,030	22,717
一般財源支出（B）	22,828	22,874	22,932	25,730	23,100	22,633	22,568	22,566	24,812	22,189	22,607	23,149	23,771	24,908	22,772
うち施策推進分 ※	-	-	-	-	-	120	170	220	270	320	169	230	243	305	308
収支差引額（A）－（B）	▲ 460	▲ 905	▲ 1,234	▲ 1,636	▲ 1,441	▲ 213	▲ 461	▲ 549	▲ 199	90	▲ 262	▲ 151	101	122	▲ 55
経常収支比率	100.1	103.3	104.6	106.0	104.4	98.8	101.3	101.5	100.6	97.6	99.6	99.8	98.7	97.7	99.6

※ 施策推進分とは、新たな施策の推進や既存施策の充実を行うための経費のことです。

■収支差引額の推移

（億円）



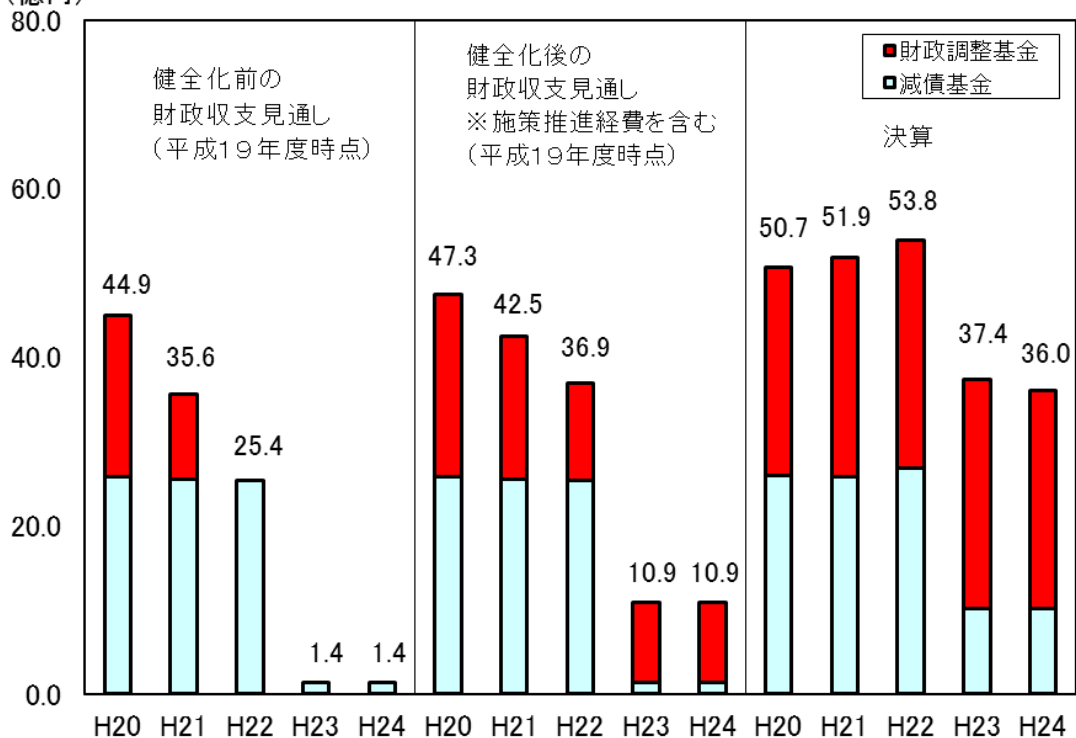
■基金の状況

(単位:百万円)

	健全化前の見通し (平成19年度時点)					健全化後の見通し (平成19年度時点)					決算				
	H20	H21	H22	H23	H24	H20	H21	H22	H23	H24	H20	H21	H22	H23	H24
財政調整基金残高	1,910	1,005	0	0	0	2,157	1,696	1,147	948	948	2,481	2,611	2,706	2,723	2,590
減債基金残高	2,577	2,554	2,538	138	138	2,577	2,554	2,538	138	138	2,585	2,575	2,673	1,012	1,007

■基金残高の推移

(億円)



基金残高…財政調整基金及び減債基金の合計残高



Q6

第2次財政健全化プログラムの目標設定と達成状況はどうか？

これまでの第2次財政健全化プログラムの着実な実施や地方交付税の増額などにより、平成22年度・平成23年度では財政調整基金を取り崩さずに実質収支において黒字を確保し、経常収支比率も順調に改善してきました。しかし、平成24年度決算では、財政調整基金を取り崩したうえで、ようやく黒字を確保したこと、また、経常収支比率もいまだ高い水準で推移しており、当該プログラムの目標を完全に達成することはできませんでした。

■第2次財政健全化プログラムの目標設定

①収支不足の解消

短期的には、基金依存体質からの脱却を図り、実質収支の黒字化を目指します。

②財政構造の弾力化

中期的には、経常収支比率※8 95%以内を目指します。

③公債費負担の適正化

実質公債費比率※9は、平成18年度決算数値（13.2%）以内を確保します。

■平成20年度から平成24年度までの達成状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政調整基金取崩し額	370百万円	200百万円	—	—	150百万円
経常収支比率	99.6%	99.8%	98.7%	97.7%	99.6%
実質公債費比率	7.2%	6.7%	6.8%	10.6%	9.7%

※ 実質公債費比率は、将来世代の負担軽減を図ることを目的に借換債の発行を抑制し、複合文化施設等の建設に伴う銀行等引受資金の最終償還を実施したため、平成23年度決算において一時的に上昇しました。当該比率は3年間の平均値ですので、その影響は平成25年度まで続きますが、その後は平年度並となる予定です。



Q7

第2次財政健全化プログラムの取り組みにより 何ができたの？

第2次財政健全化プログラムなどの取り組みにより確保できた財源の一部を活用し、河内長野市第4次総合計画の5つの「まちづくりの目標」に沿って、下記のような時代に適合した市民サービスの再構築を行いました。

■平成20年度から平成24年度までの主な施策

(環境調和都市)

- ・ 廃食用油の利活用
- ・ 資源物など抜き取り防止のパトロールの実施
- ・ ごみの排出抑制、資源化へ向けた計画策定
- ・ 環境共生塾の実施など「エコのまちかわちながの」の推進
- ・ 竹バイオマス普及促進事業の実施



(共生共感都市)

- ・ 妊婦健康診査の公費負担の拡充
- ・ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成を実施
- ・ 子宮頸がん等ワクチン接種費用助成を実施
- ・ 南河内6市2町1村の広域での障がい児（者）歯科診療施設の整備
- ・ 障がい者就労、地域生活支援事業の充実
- ・ 知的障がい者相談支援事業所の増設
- ・ 地域コミュニティソーシャルワーカー（相談支援員）の配置
- ・ 乳幼児医療助成事業の充実
- ・ ふれあい収集の実施



(元気創造都市)

- ・子ども・子育て総合センター「あいっく」のオープン
- ・農産物及び加工品を発掘・開発し、地域ブランドとして育成
- ・「奥河内」をキーワードにしたイベント戦略・イメージ戦略の推進
(「奥河内SEA TO SUMMIT」の実施)

- ・地域活性・交流拠点整備事業の実施
- ・小中学校全教員パソコン1人1台体制の計画的な整備
- ・小中一貫教育推進のためのモデル校設置
- ・学校運営協議会事業（コミュニティスクール）の開始
- ・中学校給食の開始（H26年度で全校完全実施）
- ・くろまろキッズ事業の実施
- ・小中学校図書（蔵書数）の充実、学校図書館司書の配置
- ・学校図書室蔵書検索システムの導入
- ・市民大学「くろまろ塾」の開校
- ・市立図書館の広域相互利用の実施
- ・ブックポストの設置（新設：河内長野駅、千代田駅、移設：三日市町駅）



(安全安心都市)

- ・防犯カメラ設置費補助事業の実施
- ・AEDの配置（市内小学校14校）
- ・防災行政無線の更新・避難所の設備拡充
- ・木造住宅の耐震改修に対する補助制度の創設
- ・ハザードマップ（土砂・洪水編）を作成し、全戸に配布
- ・新婚世帯転入促進等補助事業（持家取得補助、家賃補助）の実施
- ・河内長野駅前デッキに屋根を設置
- ・空き家バンク制度の導入



(自律協働都市)

- ・地域の課題の共有、情報交換し合うための「まちづくり交流会」を開催
- ・地域課題に対し地域自らが取り組んでいく仕組み「まちづくり協議会」の支援
- ・ふれあい一歩基金の設置及び市民公益活動支援補助金の導入
- ・協働事業提案制度の導入
- ・戸籍事務の電算化
- ・河内長野版事業仕分けの実施



おわりに ～第4次河内長野市行財政改革の取組み～

市では第3次河内長野市行財政改革大綱に基づき行財政改革を進めてきましたが、人口減少や高齢化の影響による市税の減少及び社会保障関係経費の増加はもちろん、人口増加期に建設された公共建築物やインフラ施設などの老朽化による改修費用の増加など、本市を取り巻く財政環境は依然厳しい状況にあり、更なる改革が必要です。

また、多様化・高度化する市民ニーズに対応するには、行政が全ての公共サービスを担うというこれまでの考え方を見直し、市民と行政の両者がまちづくりの主体となって協力・連携し公共サービスを担う、「新たな公共」の推進が求められます。

これらを踏まえ平成24年度に策定した、「第4次河内長野市行財政改革大綱」は平成25年度以降の行財政改革の指針となるものです。今後も同大綱に基づき、「みんなで一緒につくるまち」を合言葉に、わがまちの魅力アップに向けて不断の行財政改革の取組みを推進します。

第4次河内長野市行財政改革大綱

(平成25年度～平成29年度)
～市民と共に進める新たな自治の創造～
「わがまちの魅力アップに向けて」

1. 新たな公共に向けた「協働型行政の推進」

I 協働型行政の推進

～将来に希望を持てるまちの実現に向けた新たな公共を築きます～

2. 「選択と集中」による行政運営の推進

II 行政運営の改革

～新たな公共における適正な行政サービスを提供します～

3. 安定した財政基盤の確立

III 持続可能な財政構造の実現

～新たな時代に対応できる財政体質に改善します～

【用語解説】

※ 1 協働

それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること。

※ 2 市民公益活動

市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

※ 3 指定管理者のモニタリング制度

指定管理者による業務が、条例、規則、協定などに従い、適切かつ確実に実施され、サービスの提供が確保されているかを確認する一連の仕組みをいいます。確認方法は、指定管理者からの報告や実際の現地調査などにより行います。

※ 4 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のことで、センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたります。

※ 5 ペイジー (Pay-easy)

インターネットバンキングや現金自動預け払い機 (ATM) などの手段を用いて電子的に支払いを行なう仕組みのこと。

※ 6 実質収支

収入と支出の差から翌年度に繰り越す事業の財源を差し引いたもので、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要な指標。

※ 7 収支差引額

実質収支から財政調整基金の取崩し額などを差し引いたもの。

※ 8 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性 (自由度) が大きいことを示します。

※ 9 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標です。なお、平成19年度より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことにより、算定方法が変更されています。

資料 1

「5カ年の達成項目及び取り組み内容」 (平成20年度～平成24年度)

- | | |
|-----------------|------|
| 1. 「協働型行政への転換」 | 35項目 |
| 2. 「行政運営の改革」 | 33項目 |
| 3. 「健全な財政運営の確立」 | 61項目 |

【もくじ】

1. 協働型行政への転換	1
(1) 市民参加体制の充実	1
(2) 市民協働の推進	4
2. 行政運営の改革	10
(1) 施策の選択と集中	10
(2) 事業の実施体制の最適化	11
(3) サービスの提供方法等の充実	13
(4) 人材の育成	15
3. 健全な財政運営の確立	19
(1) 行政運営経費の見直し	19
(2) 市民サービスの再構築	26
(3) 投資的経費の抑制と将来債務の軽減	30
(4) 歳入の確保	31
用語解説	35

1. 協働型行政への転換

～協働のまちづくりに向けて～

(1)市民参加体制の充実

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○市ホームページの見直し

市ホームページについて、情報公開・協働などの観点から市としての情報発信の在り方を見直し、イベント情報などの掲載方法をはじめとして、より充実した内容となるよう見直しを行います。

5カ年の取り組み内容

平成22年10月に市ホームページを全面リニューアルし、「くらし」「市政」「観光・文化財」「ビジネス」「こんなときは」という分類を設け、より閲覧者が情報を探しやすくなるなどの改良を行いました。また、平成24年度に市Facebookページ※1を開設したほか、既存の市ホームページにも各種ソーシャルネットワーキングサービス(SNS※2)との連携機能(ソーシャルプラグイン)を追加し、SNSを通じた情報発信に努めました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○市ホームページの外部評価、内部評価の実施

市民が必要としている内容を反映させるため、市ホームページを外部から評価する仕組みを構築し、同時に、庁内においても各部署間の掲載内容に格差がないよう、内部評価を行います。

5カ年の取り組み内容

市政モニターに市ホームページに関するアンケート調査を実施したほか、市ホームページ上の意見募集フォームを活用して外部の意見を取り入れ、市民が必要とする情報の発信に努めました。また内部評価としては、庁内イントラネットにより職員から市ホームページの改善に向けた意見の募集を行うとともに、「市ホームページへの情報掲載におけるチェックシート」を作成し、各部署が掲載内容の確認や閲覧者の利用に配慮した情報発信ができるよう取り組みました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○モックルめーる、携帯版ホームページの充実

「モックルめーる※3」の充実や、市の携帯電話版ホームページについても内容の充実を図り、より市民の生活に密着した情報の提供に努めます。

5カ年の取り組み内容

徘徊老人SOS、図書館情報を新たに追加するなど、モックルめーるの登録メニューの充実と利用促進を図りました。また、より柔軟な対応が可能となるよう平成22年度に携帯版ホームページを新システムに移行しました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○出前講座の充実

引き続き、出前講座を実施し、その内容の充実を図り、積極的な説明機会の充実に努めます。

5カ年の取り組み内容

全庁各課に新規メニューの提案を依頼するなど、出前講座メニューの充実を図りました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○庁内放送の有効活用

庁内放送を有効活用し、来庁者に対するイベント情報などの提供を行います。

5カ年の取り組み内容

市が実施する講演会や展示会、各種イベントなどを中心に、庁内放送を用いて来庁者に対する情報発信を行いました。また、平成22年度からは庁舎内2ヶ所とフォレスト三日市に設置したモニターにより、市政情報やイベント情報を発信しました。

②行政運営に関する情報の公開

○新たな広報の検討

本市の行政課題を積極的に発信することを目的に、例えばパブリックコメント※4実施時にその課題について広報紙で特集を組むなど、これからの市広報のあり方を検討し、新たな情報提供に向け全庁的に取り組みを進めます。

5カ年の取り組み内容

パブリックコメントの実施予定等を踏まえて広報年間計画を策定し、タイムリーな情報発信に努めました。また、各行政分野の課題などの特集を広報紙に掲載したほか、ホームページの活用や新聞社への情報提供、くらしの便利帳の作成など、積極的に情報提供を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○行政情報の積極的な発信

行政運営に関する情報、とりわけ財政状況については、その状況について市民の理解を得ることを念頭に、より積極的な情報提供に努めます。

5カ年の取り組み内容

財政状況や税・保険などの市民生活に影響の大きな行政情報については、広報紙の特集記事や市ホームページなどを活用し、積極的に情報発信を行いました。また、イラストの活用など、より分かりやすい発信方法による情報の提供に努めました。

②行政運営に関する情報の公開

○連結バランスシート等の公表

財政状況を具体的に表す手法として、バランスシート※5や行政コスト計算書の公表に続き、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に取り組みます。

5カ年の取り組み内容

公会計の情報収集及び分析方法などの研究を行い、財務書類4表及び連結財務書類を作成し、公表を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○会議議事録の公開徹底

公開で実施された審議会等の議事録については、閲覧だけではなく積極的な公表を行います。また公表にあたっては、閲覧者が見やすくなるような配慮を行います。

5カ年の取り組み内容

公開で実施された会議の議事録は、情報センターで閲覧に供するとともに、市ホームページで積極的に公表しました。また、市ホームページでの会議録の掲載について、より見やすい掲載方法の検討を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○各種計画の進捗状況、運用指針の公開

市で策定する計画等の進捗状況に関する積極的な公開や、行政内部の運用指針についても可能な限り公開に努めます

5カ年の取り組み内容

市が策定した計画や運用指針、実績報告等を市ホームページで公表したほか、策定過程についてもパブリックコメントの結果を市ホームページに掲載するなど、積極的な公表に努めました。

③市民参加制度の適切な運用

○既存制度の適切な運用

各種審議会等への市民参加を促すため、「河内長野市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」の趣旨に則り、審議会等の委員についてさらなる公募枠の確保や公募枠のある審議会等の一覧の公表を行うなどの取り組みを進めるほか、パブリックコメント制度の適切な運用などに努めます。

5カ年の取り組み内容

「河内長野市附属機関等の設置、運営及び公開に関する指針」の趣旨に則って、公募枠のある審議会などの一覧をホームページで公表し、各種審議会などへの市民参加の促進に努めました。

③市民参加制度の適切な運用

○市民参加方策の充実

電子申請を活用したアンケートの実施や、外部の視点を取り入れて事務事業を評価する手法について研究し、市民参加の方策の充実を図ります

5カ年の取り組み内容

市の行財政改革に対して、市民などで構成する「行政改革推進委員会」を通じて市民の意見を取り入れるとともに、平成23年度・24年度には、市の事業の「必要性」、「担い手」、「効果」などについて、公開の場で市民と行政が議論し、事業の改善と行政の透明性の確保を図る、「公開事業評価」を実施しました。

④情報の分析・活用

○ホームページへのFAQ(よくあるお問い合わせ)の掲載

広聴活動や市民参加により得られた情報を分析・整理し、市民からの問い合わせなど、いろいろな疑問にお答えするため、ホームページにFAQ(よくあるお問い合わせ)を掲載します。

5カ年の取り組み内容

平成21年度に市に寄せられる質問や意見をもとにFAQ(よくあるお問い合わせ)を作成し、市ホームページ上に掲載しました。

④情報の分析・活用

○情報の分析による市民ニーズの把握

ホームページへのFAQを作成する過程で集約された情報を活用し、市民ニーズの把握に繋がるための仕組みを構築します。

5カ年の取り組み内容

各課に寄せられる意見や質問をもとにFAQを作成するとともに、意見や質問の内容を分析し、市民ニーズの把握につながる意見については、実施計画策定時に施策立案の参考とすることとしました。

(2)市民協働の推進

①市民公益活動の基盤づくり

○様々な機会を通じた普及啓発の充実

講座やイベント・生涯学習などを通して、市民公益活動に関する普及啓発の充実に努めます。

5カ年の取り組み内容

ボランティア・市民活動フェスティバルの開催など、市民公益活動に関する普及啓発の充実に継続的に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり

○市民公益活動への参加促進策の充実

市民公益活動保険へ加入促進など、市民公益活動に参加しやすい環境づくりを進め、入門講座や体験学習の充実などにより、市民公益活動への参加に向けてのきっかけづくりを進めます。

5カ年の取り組み内容

ボランティア活動入門講座やボランティア活動体験・見学プログラムの開催など、市民公益活動に関する参加促進策の充実に継続的に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり
○情報の収集、提供の充実

市民公益活動に関する情報、活動支援に関する情報、協働促進に関する情報の収集・提供の充実に努めます。

5カ年の取り組み内容

ボランティア・市民活動団体紹介冊子の作成やるーぷらざ業務などを通して、市民公益活動や活動支援などに関する情報の収集・提供の充実に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり
○多様な媒体による情報提供とネットワーク化の充実

紙媒体やホームページなど、多様な媒体による情報提供と、ネットワーク化の充実に努めます。

5カ年の取り組み内容

チラシや情報紙といった紙媒体による情報提供のほか、るーぷらざのホームページなど、ITによる情報提供の充実に図りました。

①市民公益活動の基盤づくり
○人材の育成方策の充実

グループ運営講座、ボランティアアドバイザー※6養成講座など、組織の管理・運営を担う人材、活動への参加を促進する人材、協働などを促進する人材育成の充実に努めます。

5カ年の取り組み内容

組織の管理運営を担う人材や、活動への参加促進を担う人材など、さまざまな人材を育成するため、グループ運営講座やボランティアアドバイザー養成講座などの充実に図りました。

①市民公益活動の基盤づくり
○人材発掘・確保の方策検討、実施

団塊の世代などに向けた取り組みや、事業者、大学などとの人的交流などを通じた人材の発掘・確保に取り組みます。

5カ年の取り組み内容

情報交換と出会いの場づくりを目的としたイベントを南河内の自治体と連携して実施しました。また、平成21年度からは市民公益活動支援センターを基軸に、単発のイベントに終わらない、市民主体の連携・人材の発掘・確保の在り方について検討を行いました。また、大学との連携などにより、さらなる取組みの充実に図りました。

①市民公益活動の基盤づくり

○資金面において社会全体で支える仕組みづくり

助成金情報など資金確保のための情報提供や基金制度の創設検討など、資金面において社会全体で支える仕組みづくりを行います。

5カ年の取り組み内容

情報紙やホームページを通じて助成金に関する情報提供を行うとともに、社会全体で資金面から市民公益活動を支えるしくみとして、平成22年度にふれあいるーぷ基金を設置し、市民公益活動支援補助金制度を創設しました。

①市民公益活動の基盤づくり

○立ち上げ支援策の検討

補助金制度や融資制度など、活動主体への立ち上げ支援策の検討を進めます。

5カ年の取り組み内容

市民公益活動の立ち上げ支援策として、平成22年度に市民公益活動支援基金（ふれあいるーぷ基金）を設置し、基金を原資とした市民公益活動支援補助金制度を導入しました。

①市民公益活動の基盤づくり

○活動しやすい環境づくりの推進

各施設の情報の一元化、空き情報の確認や、施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化を進めるとともに、各施設の利用ルールの一斉化に向けた検討を行うなど、活動しやすい環境づくりを進めます。

5カ年の取り組み内容

利用者登録の柔軟化や使用料減免の統一化、抽選の導入などの見直しを行うことで、利用者の利便性向上に努めました。

①市民公益活動の基盤づくり

○交流促進策の充実

市民公益活動団体同士をはじめ、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みづくりを行います。

5カ年の取り組み内容

自由に意見を交換できる場として「るーぷの集い」を月1回開催しました。また、市民公益活動団体・自治会・グループでボランティア活動をしている人を対象に、団体紹介や団体の課題について意見交換などを行う団体交流会を実施しました。

②市民と行政の協働推進

○行政領域の見直し

本来、行政が担うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行います。

5カ年の取り組み内容

本来行政が行うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行うため、「アウトソーシング等指針」を平成20年7月に策定し、その方針に基づいて一部施設の廃止や、事業の外部委託などの見直しを行いました。また、外部の視点から事業の担い手等について検討する一つの手法として「公開事業評価」を平成23年度・24年度に実施しました。

②市民と行政の協働推進

○市民と行政の協働に関する情報共有の方策検討

協働につながる様々な情報提供、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めます。

5カ年の取り組み内容

市民と行政の意見交換会をはじめ、協働を進めるための考え方やノウハウ、協働事業の事例、協働に関する行政の取り組みなどの情報をホームページ上で公開しました。また、新たに導入した協働事業提案制度にあわせて、協働事業提案事業活用講座の実施や相談対応を行うなど、更なる情報提供に努めました。

②市民と行政の協働推進

○協働の事業化を進めるための仕組みづくり

協働を行っていく計画段階として、事業化を図り、効果的に事業を行っていくためのしくみづくりを進めていきます。（提案公募型委託の導入検討など）

5カ年の取り組み内容

協働マニュアル（みんなで一緒にまちづくりマニュアル）を平成20年12月に市民との協働で作成するとともに、マニュアルの内容に実効性を持たせ、協働の事業化を進めるための仕組みとして平成22年度に協働事業提案制度を導入しました。

②市民と行政の協働推進

○事業の円滑な実施のための仕組みづくり

お互いの合意形成に向けた取り組みを行い、事業の円滑な実施のための仕組みづくりを進めます。（協定書導入の検討など）

5カ年の取り組み内容

協働マニュアルを市民とともに作成し、周知を図りました。また、平成22年度に導入した協働事業提案制度を通じて、協定書の作成など、協働マニュアルを活用した協働事業の円滑な実施を促進しました。

②市民と行政の協働推進

○協働の評価の仕組みづくり

費用や効果だけでなく、支援・協働のあり方に則して実施されたのかどうかなど、協働という視点での評価の仕組みづくりを進めます

5カ年の取り組み内容

協働マニュアルの周知を図ることで、協働事業の評価に関する意識の普及に努めました。また、平成22年度に導入した協働事業提案制度では評価を意識した目標設定を行うなど、費用や効果だけでなく、協働事業がマニュアルの考え方に則して実施されているかを評価するための取り組みを進めました。

③市民相互の協働推進

○連携の「機会」づくりの検討・実施

特定のテーマによる市民相互の協働に結びつく様々な情報の提供、担い手同士のコーディネート※7など、連携の「機会」づくりに努めます。

5カ年の取り組み内容

市民を対象として、定期的(月1回／年12回)に自由に意見を交換できる場として「るーぷの集い」を開催するとともに、団体交流会についても、試行的にテーマを絞った交流の取り組みを導入しました。また、南河内地域の情報交換と出会いの場づくりを目的としたラウンドテーブルを大阪大谷大学で実施し、テーマ別に意見交換を行いました。

③市民相互の協働推進

○地域づくり活動の推進策の充実

意識の醸成を図るための講演会・研修会の開催、連携の「場」づくりへの取り組みなど、地域づくり活動の推進を図ります。(まちづくり講演会、まちづくり交流会の充実など)

5カ年の取り組み内容

まちづくり講演会の開催とともに、概ね小学校区毎に、定期的(月1回)に自由に意見を交換できる場として「まちづくり交流会」を開催しました。また、地域の課題を地域自らで解決しようとする組織である「地域まちづくり協議会」を4地区、その準備会を1地区で立ち上げ(平成24年度末現在)、協議会に対する財政面や人材面での支援策を導入しました。

③市民相互の協働推進

○自治会活動の活性化策の充実

転入世帯への加入促進のチラシ配布など、自治会への加入を促進し、ハンドブックの作成、講演会の実施など、自治会活動の活性化に向けた取り組みの充実に努めます。(自治会講演会、自治会ハンドブックの充実など)

5カ年の取り組み内容

自治会への加入促進のため、チラシの配布や広報・市ホームページへ啓発記事を掲載するとともに、自治会講演会を毎年開催しました。また、平成21年度からは、市内の自治会が集まり、地域で抱える課題などについて気軽に情報交換し合う「自治会交流会」を開催し、自治会活動の活性化を図りました。さらに、自治会ハンドブックを毎年改訂・更新するなど、自治会活動への支援に努めました。

④推進の仕組みづくり

○協働マニュアルの作成、周知

指針に基づいた支援や協働についての具体的なルールづくりとして、協働マニュアルを作成し、周知します。

5カ年の取り組み内容

協働に関する基礎知識や協働の実践方法(市民編・行政編)、協働を支援する市民公益活動センターの情報などを記載した協働マニュアルを市民とともに作成し、市民向けパンフレットやイベントにより周知を図りました。また、協働事業提案制度を運用する中で、協働マニュアルの更なる活用を図りました。

④推進の仕組みづくり

○庁内の推進体制の強化

庁内組織の充実や職員研修の実施など、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を強化します。(委員会、研究会の実施など)

5カ年の取り組み内容

市民公益活動の支援や協働促進のための庁内組織を設置し、推進体制を強化するとともに、ファシリテーター※8研修など、協働促進に関する職員研修を実施・充実しました。

④推進の仕組みづくり

○懇談会の設置

市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置します

5カ年の取り組み内容

懇談会を継続して設置し、る一ふらざの第3者評価や、新制度の検討、施策の進行管理などについて議論しました。

2. 行政運営の改革

～市民満足度の高いサービスの提供～

(1) 施策の選択と集中

① 市民ニーズの把握

○ ホームページの活用による市民意識調査などの充実

市民ニーズを把握するため、郵送によるほかホームページの活用などを行い、市民意識調査などの充実を図ります。

5カ年の取り組み内容

市民意識調査は、統計的に市民意識を把握するための調査であり、市ホームページの活用による実施は困難であることがわかったため、市民意識調査とは別に、不特定多数の方が自由に参加できるアンケートを、電子申請システムを活用して実施しました。

① 市民ニーズの把握

○ タウンミーティングの実施

市民との対話を通じ、市民ニーズを把握するとともに、市民の声を市政に反映するため、河内長野市タウンミーティング実施要綱に基づき、積極的、継続的にタウンミーティングを実施します。

5カ年の取り組み内容

市民の目線、市民の感覚を大切にしてまちづくりを進めるため、新たな手法として平成22年度より「市長まちかどトーク」を実施しました。平成22年度から24年度の3年間で、合計16回実施しました。

① 市民ニーズの把握

○ 情報の分析による市民ニーズの把握(再掲)

ホームページへのFAQを作成する過程で集約された情報を活用し、市民ニーズの把握に繋がるための仕組みを構築します(再掲)

5カ年の取り組み内容

各課に寄せられる意見や質問をもとにFAQを作成するとともに、意見や質問の内容を分析し、市民ニーズの把握につながる意見については、実施計画策定時に施策立案の参考とすることとしました。(再掲)

② 事業優先度の明確化

○ 事業優先度の明確化による施策の選択

各事業について、第4次総合計画重点施策を展開することの「必要性」、市民ニーズ等により施策を展開していくことの「重要性」、時代潮流などに対応していくための「戦略性」、施策を実施した場合の「効果性」などの観点から事業優先度の明確化を行い、施策の「選択と集中」を行います。

5カ年の取り組み内容

第4～8期実施計画の策定において、必要性、重要性、戦略性、効果性の4項目を重点的に判断し施策の採択を行いました。

③サービス内容等の見直し

○サービス内容等の見直し

国や府の定める補助制度基準を超える高次元サービスおよび市独自の付加的・高次元サービスなどについて見直しを行います。

5カ年の取り組み内容

各種事業について国・府の補助基準を超える高次元サービスおよび市単独の付加的・高次元サービスなどについて見直しを行いました。

④政策決定機能の強化

○行政経営支援システムの活用

「行政経営支援システム」をさらに使いやすく、また、市民にもわかりやすいものとし、政策決定機能をサポートするためその活用を進めます。

5カ年の取り組み内容

第4次総合計画の施策と各事業との関連付けや、評価の単位となる事業・細事業規模の適正化など、総合計画との連携強化や管理の効率化を目的とした事業別予算の見直しを行い、平成24年度の決算にあわせて新しい事業体系での評価を実施し、評価結果を「決算成果報告書」として取りまとめました。

④政策決定機能の強化

○政策決定機能の強化

政策推進会議の運用などの見直しをはじめ、組織における意思決定機能のあり方などについて検討し、政策決定機能のさらなる強化を図ります。

5カ年の取り組み内容

特に重要な事項について機動的に意思決定するために、「経営会議」を廃止し、構成人数を適正化した最高意思決定会議として「庁議」を設置しました。

(2)事業の実施体制の最適化

①行政領域の見直し等

○行政領域の見直し(再掲)

本来、行政が担うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行います。その結果、民間などに任せるべき事務事業にあっては民営化や民間委託を行い、市と市民団体やNPO団体などが協力し合って推進していくことが適当な事業にあっては、効率性および協働型行政への転換を図る観点から協働事業として推進します。(再掲)

5カ年の取り組み内容

本来行政が行うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行うため、「アウトソーシング等指針」を平成20年7月に策定し、その方針に基づいて一部施設の廃止や、事業の外部委託などの見直しを行いました。また、外部の視点から事業の担い手等について検討する一つの手法として「公開事業評価」を平成23年度・24年度に実施しました。(再掲)

①行政領域の見直し等

○指定管理者制度の導入

公の施設について、一括して民間に任せることで、施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営ができる場合には指定管理者制度の導入を行います。

5カ年の取り組み内容

施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営を行うとの観点から、行政領域の見直しの一環として、公の施設への指定管理者制度導入について検討を行い、平成24年4月に市内スポーツ施設へ指定管理者制度を導入しました。

①行政領域の見直し等

○アウトソーシング推進指針などの策定

行政の守備範囲のほか、施策の適正な実施主体の分類、整理を行い、アウトソーシング※9を推進するため、その指針などを策定します。

5カ年の取り組み内容

本来行政が行うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分離、整理を行うため、平成20年7月に「アウトソーシング等指針」を策定し、その方針に基づいて一部施設の廃止や、事業の外部委託などの見直しを行いました。

①行政領域の見直し等

○指定管理者モニタリング制度の導入

指定管理者の実施する業務が市民満足度に寄与しているかどうかなどについて客観的に評価するため、指定管理者のモニタリング制度の導入を行います。

5カ年の取り組み内容

指定管理者による適正な業務の実施と、公の施設を通じたサービスによる市民満足度の向上を目的として、指定管理者からの報告や現地調査などにより業務の実施状況を確認し、必要に応じて指定管理者に対し指導や助言を行う、指定管理者モニタリング制度を各施設に導入しました。

②組織のスリム化等への取り組み

○簡素で効率的な組織の構築など

行政領域の見直しや施策の選択などを踏まえ、市が実施すべき業務内容および業務量に応じた簡素で効率的な組織の構築を図ります。その際、部・室間にまたがる類似業務の統一や関連業務のスムーズな連携に留意するなど、状況に適したスリムで機能的な組織の構築を図ります。さらに、迅速な意思決定および適切な権限配分をさらに進めるための方法などについての検討を行います。

5カ年の取り組み内容

平成18年4月実施の組織機構改革の方針を踏襲しつつ、さらなる組織のスリム化、フラット化やグループ制の改善などを図るため、平成22年度に組織機構改革を行いました。

③適正な定員管理

○第3次定員適正化計画の策定

現行の第2次定員適正化計画(改定版)の計画期間が、平成21年度までとなっており、新たな定員適正化計画を行政領域の見直しや事務の委託化、嘱託員・アルバイト職員の活用等の検討結果を踏まえて策定します。

5カ年の取り組み内容

行政領域の見直しや事務の委託化、嘱託員・アルバイト職員の活用などの検討結果、大阪府からの事務移譲の状況などを踏まえ、第3次定員適正化計画を策定しました。

③適正な定員管理

○業務の委託化および再任用職員、嘱託員、アルバイト職員、民間派遣の活用

窓口業務をはじめとし、すべての業務について委託化や再任用職員の活用、嘱託員・アルバイト職員の活用、民間からの派遣について検討し、業務に応じた柔軟な実施体制の構築を図ります。

5カ年の取り組み内容

業務の性格や内容、形態などを勘案しながら、再任用職員及び嘱託員・アルバイト職員の活用を行いました。

③適正な定員管理

○グループ制を生かした職員の柔軟な活用

グループ制の長所をさらに生かし、繁忙期などにおいて課内はもちろんのこと室内、部内での職員の柔軟な活用を図ります。また、嘱託員、アルバイト職員についても、柔軟な活用に努めます。

5カ年の取り組み内容

グループ制のメリットである柔軟性を活かす効果も含め少人数の課を可能な限り統合し、業務の進行管理機能や課長の補佐・代理機能などの役割を内外に対して明確化するため、「統括主幹」を設置するなど、平成22年度実施の機構改革によりグループ制の改善を図りました。

(3)サービスの提供方法等の充実

①サービスの提供方法等の見直し

○電子申請などの拡充

各種手続き、申請などについて、インターネットを利用した電子申請など利便性の高い方法の拡充を行います。

5カ年の取り組み内容

講演会の参加募集やパブリックコメントの一つの手段とするなど、電子申請の活用に努めました。また、市ホームページのリニューアルにあわせて、電子申請システムもより柔軟なシステムに改めました。

①サービスの提供方法等の見直し
○窓口一元化、総合窓口体制の構築

証明書等の交付窓口の一元化や総合的な窓口体制の構築などを図ります。

5カ年の取り組み内容

利用者の目線から窓口サービスの実態や問題点についての分析と、集約が可能な窓口業務について検討を行い、税証明の発行等の一部業務を市民窓口課で実施することでワンストップサービスの向上を図りました。

①サービスの提供方法等の見直し
○ホームページへのFAQ(よくあるお問い合わせ)の掲載(再掲)

広聴活動や市民参加により得られた情報を分析・整理し、市民からの問い合わせなど、いろいろな疑問にお答えするため、ホームページにFAQ(よくあるお問い合わせ)を掲載します。(再掲)

5カ年の取り組み内容

平成21年度に市に寄せられる質問や意見をもとにFAQ(よくあるお問い合わせ)を作成し、市ホームページ上に掲載しました。(再掲)

①サービスの提供方法等の見直し
○類似事業、類似イベントの整理統合など

類似事業、類似イベントなどの整理統合を行うとともに、複数のイベントを同時に開催するなど市民にとって利便性のある有意義なサービスの提供に努めます。

5カ年の取り組み内容

類似事業、類似イベントなどの実施時期、内容、対象者など状況把握を行い整理をしました。

②ITの活用推進
○公共施設予約システムの対象施設の拡大

公共施設予約システムにおいて対象施設の拡大を行い、市民の利便性の増大を図ります

5カ年の取り組み内容

平成20年度に公共施設予約システムを更新し、対象施設を市民交流センター、コミュニティセンター(3ヶ所)、ノバティホール、三日市市民ホール、公民館(8館)、ラブリーホールに拡大しました。さらに平成24年度には子ども交流ホールを追加しました。

②ITの活用推進

○戸籍の電算化

紙台帳の戸籍を電子データ化し、オンライン処理を行うシステムの構築を行い、事務処理の迅速化を図ります。

5カ年の取り組み内容

紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理するシステムを平成21年10月から運用し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図りました。

②ITの活用推進

○庁内における情報共有ルールの整備

さまざまな情報に関し、職員がいつでも誰でもそれらの情報を共有できるルールを整備します。

5カ年の取り組み内容

庁内ポータルサイトに各種資料や様式などを掲載し、庁内での情報共有に努めました。また、庁内ポータルサイトについては、職員メールアドレスの検索機能の追加や、動画情報の共有ルールの整備、部長会会議録の掲載、FAQの蓄積など、随時見直しを行いました。

(4)人材の育成

①人事管理

○人材の確保

市が求める優秀な人材を確保するため、多角的な人物評価を行うなど、さらに採用試験制度の充実を図ります。また、民間企業等での職務経験や高度な専門的知識などを有する者など市にとって必要とする多様な人材の確保を行います。

5カ年の取り組み内容

平成20年度職員採用試験(事務職上級)から、受験資格の年齢を3歳引き上げるとともに、平成22年度には上級試験の学歴要件を緩和し、民間職務経験者など有能な人材の確保に努めました。平成24年度には一般教養試験を廃止し、民間企業で実績の多い基礎能力試験を実施し、さらに幅広く有能な人材の確保に努めました。また、選考に当たっては民間の面接官を登用するなど人物重視の採用を行いました。

①人事管理

○計画的な人事異動の推進

職種の枠組みを越えた人事配置の検討も含め、長期的な観点から人材の育成を図るため、計画的な人事異動を推進します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度には、職種の枠組みを超えた人事配置を行いました。また、専門的知識や経験、職務に対する適性などを考慮し、職員の意欲と能力を十分に生かせるよう、計画的な人事異動を行いました。

①人事管理

○管理職等への早期登用の実施

団塊の世代の大量退職や組織・定数のスリム化、意思決定の高度化などに適切に対応していくため、能力と意欲のある職員の管理職等へのより一層の早期登用を行います。

5力年の取り組み内容

能力と意欲のある職員の管理職などへのより一層の早期登用を行うため、課長級昇任試験の受験資格の引き下げ(主幹級在職4年以上から3年以上)を行いました。また、主幹級への昇任について、能力と意欲のある職員の早期登用を行いました。

①人事管理

○人事考課制度の導入

能力と実績を適正に評価するとともに、人材育成に主眼を置いた人事考課制度を導入します。

5力年の取り組み内容

平成20年度から課長級以上の職員を対象に人事評価制度(実績と能力の総合評価)を試行実施しました。課長級以上の職員については平成22年度から、主幹級以下の職員については平成23年度から人事評価制度を本格的に導入しました。また、試行実施や本格導入に向けて、評価者である職員を対象に、制度説明会及び研修を実施するとともに、人事評価制度マニュアルの一部改正を行いました。

①人事管理

○能力と実績に基づく給与制度の導入

人事考課制度の実施にあわせ、能力と実績に基づく昇給制度や勤勉手当への反映を行う給与制度を導入します。

5力年の取り組み内容

他市の事例を参考に、人事評価の結果を給与に反映できるよう研究を進めました。平成24年度においては、課長級以上の職員について、平成25年度の人事評価の評価結果から翌年度の勤勉手当の成績率に反映できるよう検討し、一般職の職員の給与に関する条例の規定の改正を行いました。

②職員研修

○効果的な研修の実施

職員の主体的な能力開発を支援するとともに、職場研修(OJT)の推進や職場外研修の充実など効果的な研修を実施します。

5力年の取り組み内容

通信教育や自主研究グループへの助成など自己啓発の支援を継続して実施しました。また、主幹級以上の職員を対象に目標管理及び人事評価制度について研修を実施しました。

②職員研修

○研修体系の見直し

多様化・複雑化する行政課題や急激な社会環境の変化に適切に対応できる職員を育成するため、新たな研修内容や研修技法の情報収集に努め、適宜、研修体系の見直しを行います。

5カ年の取り組み内容

市民との協働の推進や組織コミュニケーションの円滑化を図るため、主査級職員を対象に「ファシリテーション能力の向上」研修を新たに実施しました。また、集中改革プランにより職員が削減された体制でも市民に満足していただけるようにCS※10向上研修を実施しました。また、精神を患う職員が増加してきたことからメンタルヘルス研修（ラインケア・セルフケア）を実施しました。

②職員研修

○民間企業、研修・研究機関などへの職員派遣

広い視野や専門的な知識等を習得させるため、民間企業、他の自治体、大学などの研修・研究機関などへの職員派遣を実施します。

5カ年の取り組み内容

大阪府及び自治大学校への派遣研修を実施するとともに、市町村アカデミーなどの専門機関への派遣研修を実施しました。

③職場の環境整備

○職場研修の推進

管理監督者の意識改革とマネジメント能力の強化を図り、日常業務を通じた効果的な職場研修の実施を推進します。

5カ年の取り組み内容

管理監督者を対象とした部下育成やマネジメント研修、メンタルヘルス（ラインケア）研修を実施しました。また、待遇向上のための職場研修や目標管理を通じて組織目標の明確化、情報の共有化を図りました。

③職場の環境整備

○目標管理制度の確立

目標管理制度を確立し、組織目標の明確化を行うとともに情報の共有化を図ります。

5カ年の取り組み内容

目標管理制度の整備を行うとともに研修を実施し制度の定着化を図りました。

③職場の環境整備

○健康管理体制の充実

職員が安心して職務に専念できるよう、心身両面にわたる総合的な健康管理を推進します。

5カ年の取り組み内容



産業医による健康相談を月1回実施するとともに、健康保持・増進のための啓発や情報提供に努めました。

3. 健全な財政運営の確立 ～安定した財政基盤の確保～

(1)行政運営経費の見直し

財政健全化プログラム【視点1】

①人件費の抑制

○職員数の削減1（職員削減計画目標の早期達成など）

職員数削減計画目標の早期達成と更なる削減について検討します。

5カ年の取り組み内容

大阪府からの事務移譲により職員数が一時増加するなど、職員数の増加要因が働く中、既存業務において市民サービスの質、量の低下を招かないよう注意しながら、適正な職員数での市民サービスの維持向上に努めました。

①人件費の抑制

○職員数の削減2（職員配置の適正化）

業務量や国の配置基準などを勘案し、職員配置の適正化に努めます。

5カ年の取り組み内容

大阪府からの権限移譲などの増加要因が働く中、アウトソーシングの推進、再任用職員・嘱託員・アルバイト職員の活用などにより、市民サービスの質を保ちながら、職員配置の適正化に取り組みました。

①人件費の抑制

○給与の見直し1（給与水準の適正化など）

給与水準の適正化に努め、諸手当については国及び他団体の状況等を勘案し見直しを行います。

5カ年の取り組み内容

管理職手当の10%減額を実施するとともに、住居手当、通勤手当、退職手当など国家公務員と異なる給与制度について、府内各市の状況などを勘案し、必要に応じ給与の適正化に努めました。

①人件費の抑制

○給与の見直し2（特別職の給料の減額など）

特別職の給料の減額を継続し、退職手当率については他団体の状況等を勘案し見直しを行います。

5カ年の取り組み内容

特別職の給料の減額について、平成24年9月30日まで延長し、更に、平成24年10月1日から平成28年8月2日まで減額幅を増額して実施するよう改めました。また、退職手当についても、減額後の給料月額を基礎として算定するよう改正しました。

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○電子市役所の構築1(再掲:電子申請の充実など)

各種申請・届出等の手続きのオンライン化により効率化を図ります。

5カ年の取り組み内容

市ホームページのリニューアルにあわせて既存の電子申請メニューの見直しを行い、各種申請・届出などの手続きのオンライン化のための環境を改善しました。

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○電子市役所の構築2(再掲:公共施設予約システム導入)

公共施設予約システム導入により効率化を図ります。

5カ年の取り組み内容

施設連携会議でシステムの問題点などを協議検討し、安定したシステム運用を図りました。また、各施設ごとの減免基準などを統一しました。

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○戸籍電算化(再掲)

紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理をするシステムを構築し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図ります。(再掲)

5カ年の取り組み内容

紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理するシステムを平成21年10月から運用し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図りました。(再掲)

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○事務経費の節減

需用費その他の事務経費の徹底した節減合理化を図ります。

5カ年の取り組み内容

需用費その他の事務経費の徹底した節減合理化を図りました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○廃止の検討2（天見保育所）

地域の就学前児童数の減少により天見保育所を廃止します。

5カ年の取り組み内容

地域の就学前児童数の減少により、天見保育所を平成20年3月31日付けで廃止しました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○廃止の検討3（滝畑レイクパーク(スーパースライダー)）

滝畑レイクパーク(スーパースライダー)は余暇活動の変化等により設置目的が薄れてきたことにより廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度において条例改正などを行い、その周知に努め、平成21年度に廃止しました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○廃止の検討4（窓口センター）

窓口センター(長野・千代田)は本庁舎に近接していることや効率性の観点から廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

平成22年9月30日付で、千代田窓口センター・長野窓口センターを廃止しました。代わりに、三日市窓口センターは毎週土・日曜日に開設し、市民の利便を図るため、住民票、印鑑登録証明書等の交付を行っています。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○統合化の検討1（小学校）

学校規模の適正化の観点から小学校の統合などの検討を行います。

5カ年の取り組み内容

平成25年3月31日をもって、南花台東小学校及び南花台西小学校を廃校とし、平成25年4月1日付けで旧南花台東小学校の位置において新たに南花台小学校を開校しました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○統合化の検討2（郷土資料館）

郷土資料館は、立地条件や施設利用者数の向上の観点から他施設との統合の検討を行います。

5カ年の取り組み内容

市民の郷土理解を深めるため、郷土資料館では歴史・芸術・民俗などに関する資料を収集し、保管・展示を行ってきましたが、郷土資料館は平成22年11月28日をもって一般公開を終了してふれあい考古館と統合し、平成23年4月1日にふるさと歴史学習館（くろまる館）としてリニューアルオープンしました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○施設管理運営経費の縮減1（経費全般の縮減）

公共施設の管理運営経費については、光熱水費や消耗品等の一層の縮減に努め、業務委託についても仕様の見直しなどにより、徹底した経費の縮減に努めます。

5カ年の取り組み内容

公共施設の管理運営経費については、指定管理者制度の導入を検討するとともに、既に導入されている施設では管理範囲の見直しを行い、光熱水費や消耗品に関しては徹底した節減を行い、経費削減に努めました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○施設管理運営経費の縮減2（休館日について）

公共施設の利用状況によっては、休館日を増やすなどの検討を行います。

5カ年の取り組み内容

各施設の利用状況などを踏まえたうえで、休館日を増やすことに対する市民サービスの低下・影響を勘案し、休館日の増加は見送ることとしました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○指定管理者制度への移行の検討1（ノバティホールなど）

ノバティホールや各スポーツ施設については、指定管理者制度の導入を検討します。

5カ年の取り組み内容

平成24年4月より、特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会を指定管理者として、市内スポーツ施設に指定管理者制度を導入しました。ノバティホールについては、行政効率の観点から併設する消費生活センターと一体的に管理を行う方向で指定管理者制度導入の可能性について検討を行いましたが、担い手の確保が困難であることから、現時点での導入は見送りました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○協働による管理運営の検討1（街区公園や緑地など）

街区公園や緑地などの維持管理について地域住民との協働により運営する方策を検討します。

5カ年の取り組み内容

街区公園や緑地などの清掃・美化活動について、これまで4団体とアドプト・パークの合意書を交わしてきました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○協働による管理運営の検討2（公民館）

公民館運営について各種講座の開催や施設管理など利用者と協働した取り組みを推進します。

5カ年の取り組み内容

利用者による館内清掃や、体験講座の開催など、市民との協働における活動を、全公民館において実施しました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○民営化の検討（公立保育所）

効率的な手法による多様な保育サービスの提供を目的として、今後の公立保育所のあり方や民営化等の手法についても検討します

5カ年の取り組み内容

平成24年3月に条例改正を行い、市立汐の宮保育所の民営化を決定しました。平成24年11月には移管法人を決定し、平成25年4月からの引継ぎ合同保育を経て、平成26年4月から民間保育所として運営します。

④特別会計の経営改善

○国保会計1（徴収率の向上）

国保事業運営の安定のため、引き続き保険料の徴収率の向上に努めます。

5カ年の取り組み内容

平成20、21年度において徴収困難事案について、債権回収担当への引継ぎの実施や、毎年度徴収内部研修を行い徴収ノウハウの蓄積・向上に努めました。また、月1回の夜間電話催告や日曜臨時窓口の開設、長期滞納世帯に対する訪問などを実施しました。

④特別会計の経営改善

○国保会計2（国保料賦課限度額の見直し）

賦課割合の平準化と負担の公平化を図るため、国保料賦課限度額を国基準とする方向で検討します。

5力年の取り組み内容

賦課限度額を国基準とする方向で検討するという方針に則り、賦課限度額の引き上げで所得再分配を行い、低所得・中所得と高所得との保険料の平準化と負担の公平性を図りました。更に、平成25年1月10日開催の国保運営協議会に対して、国民健康保険法施行令に条例の文言を連動させる改正の諮問を行い、答申を受けて、3月議会で可決され、施行した事で、今後は国基準で継続することになりました。

④特別会計の経営改善

○国保会計3（前納報奨金）

公平性の観点から前納報奨金の廃止を検討します。

5力年の取り組み内容

平成20年度から前納報奨金を廃止しました。

④特別会計の経営改善

○下水道会計1（下水道使用料の見直しなど）

下水道事業の独立採算の観点から経営の健全化を図るため、下水道使用料の見直しや徴収率の向上に努めます。

5力年の取り組み内容

下水道使用料の見直しに関しては、平成23年度より平均14.4%の引き上げ改正を行い経営の健全化を推し進めました。

④特別会計の経営改善

○下水道会計3（繰上償還）

公的資金の繰上償還（補償金なし）を行い、高金利地方債の公債費負担軽減を図ります。

5力年の取り組み内容

平成20年度、21年度において、財務省及び地方公共団体金融機構に対して、年利5.0%以上を対象として繰上償還を実施しました。

④特別会計の経営改善

○水道会計1（水道料金の見直しなど）

水道事業の経営計画を構築するとともに水道料金の見直しを行います。

5力年の取り組み内容

平成20年度に水道料金の見直しを実施しました。

④特別会計の経営改善

○水道会計3（繰上償還）

公的資金の繰上償還（補償金なし）を行い、高金利地方債の公債費負担軽減を図ります。

5力年の取り組み内容

平成23年度は財務省に、平成24年度においては地方公共団体金融機構に対して年利6%以上を対象として繰上償還を実施しました。

⑤外郭団体などへの財政支出の見直し

○外郭団体などへ財政支出の見直しなど1（文化振興財団など）

文化振興財団、公園緑化協会、シルバー人材センター、勤労市民互助会、社会福祉協議会について常に健全な経営が行われるよう指導・調整をするとともに、業務の効率化やコストの抑制を図ります。

5力年の取り組み内容

文化振興財団などについては、経営改善計画の策定を踏まえ、コスト削減や自立化を促し、業務の効率化を図りました。また、公園緑化協会の公益法人化については、大阪府との協議を重ね、平成25年3月に公益認定を受けました。なお、シルバー人材センターについては、平成23年4月に補助対象経費の確認と補助率の削減について、覚書を交わし平成25年度から補助率を60/100としています。また、勤労市民互助会については、平成25年度からは、公益財団法人の取得とともに、事務局業務の運営を市商工会に移譲することにより、運営コスト削減と法人の自立を推進することとなりました。

⑤外郭団体などへの財政支出の見直し

○外郭団体などへ財政支出の見直しなど2（国際交流協会）

国際交流協会については、一層の自立運営や効率化の推進が図られるよう組織運営のあり方も含めて検討します。

5力年の取り組み内容

国際交流協会に対して、運営の効率化及び自立運営に向けた指導・助言を行いました。

(2)市民サービスの再構築

財政健全化プログラム【視点2】

①サービスの再構築

○扶助費の見直し1（高齢者バス等優待乗車助成など）

市単独扶助については、再構築を図り新たな施策に対応するため見直しを図ることとし、重度障害者タクシー料金助成、高齢者バス等優待乗車助成、はりきゅうマッサージ施術費助成、敬老金などについて廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度にはりきゅうマッサージ施術費助成事業実施要綱及び敬老金給付条例を廃止、平成21年度より高齢者バス等優待乗車助成を廃止しました。

①サービスの再構築

○扶助費の見直し2（老人医療費助成など）

老人医療費助成、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障がい者医療費助成について所得に応じた応分の負担を求める観点から所得制限や自己負担の導入を検討します。

5カ年の取り組み内容

老人医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障がい者医療費助成について所得に応じた応分の負担を求める観点から所得制限の導入及び食事療養費の廃止を次のとおり実施しました。所得制限の導入（老人医療費助成 平成20年8月～、障がい者医療費助成 平成20年8月～）食事療養費の廃止（障がい者医療費助成 平成20年11月～、ひとり親家庭等医療費助成 平成20年11月～）

①サービスの再構築

○補助費の見直し1（地域看護医療対策助成金など）

団体等に対する運営的補助金は、あくまで自立促進を前提とするものであることから、地域看護医療対策助成金などについては、団体等の状況を見極めたうえで廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

地域看護医療対策助成金は平成23年度で終了しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し2（単独浄化槽清掃費補助金）

合併浄化槽推進の観点から単独浄化槽清掃費補助金について廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度より単独浄化槽清掃費補助金を廃止しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し3（生ゴミ処理機購入費補助金）

生ゴミ処理機購入費補助金については、市民のごみ減量意識の向上が図られてきたことにより廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

市民のごみ減量意識の向上が図られてきたことから、生ゴミ処理機購入費補助金を平成20年度に廃止しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し4（私立幼稚園在籍園児保護者給付金）

私立幼稚園在籍園児保護者給付金については、少子化・子育て支援の観点も踏まえ制度の見直しを検討します。

5カ年の取り組み内容

私立幼稚園在籍園児保護者給付金と国の制度である就園奨励費を整理統合し、平成24年度より、子育て・幼児教育推進給付金の支給を開始しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し6（集会所整備事業補助金）

集会所整備事業補助金については、補助内容等について検討を行います。

5カ年の取り組み内容

平成21年度において集会所整備事業補助金要綱を改正し、備品購入のみの事業に対する補助を廃止して、新築等に伴い購入した備品のみ補助対象とすることとしました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し7（民間保育所運営補助金など）

民間保育所運営補助金、老人クラブ等活動補助金、資源集団回収助成金、水洗便所改造費補助金については、補助水準について検討します。

5カ年の取り組み内容

水洗便所改造工事補助金の補助水準については、平成20年度において見直しを行っています。また、民間保育所運営補助金については、平成21年度において、公立保育所の動き（配置基準の見直しなど）に合わせ、その補助内容を精査したうえで見直しを実施し、資源集団回収助成金については、助成金額を1kg4円から3円に見直しました。老人クラブに対する補助については、平成23年度において、再構築を行い、新たな補助基準に基づき支援を行いました。

①サービスの再構築

○助成の統合化の検討（自治会等に対する補助金）

自治会等に対する補助金の統合化について検討します。コミュニティ事業助成、集会所整備事業補助金、防犯灯維持管理費補助金、自主防犯活動推進事業補助金、防災資機材整備事業助成金、公園・緑地・街路樹などの維持管理など

5カ年の取り組み内容

地域住民が主体となって地域のつながりづくりや地域課題の解決に取り組む「地域まちづくり協議会」の設立支援と、地域サポーターによる活動支援に取り組みました。

①サービスの再構築

○その他1（各種がん検診事業委託料など）

各種がん検診事業委託料などの委託単価を見直します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度より、一部のがん検診の委託単価を減額しました。

①サービスの再構築

○その他2（勤労者生活資金融資事業）

勤労者生活資金融資事業については、利用者状況等を見極めたうえで廃止を検討します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度に事業廃止を検討し、平成21年度に制度を廃止しました。

①サービスの再構築

○施策の再構築の視点・方向性1（税源涵養や定住促進）

①税源涵養や定住促進に結びつく施策の展開産業の活性化など税源涵養に結びつく施策や定住促進に結びつく施策を積極的に展開することにより、市税の増収を図ります。＜方向性＞・地場産業の活性化と地産地消の推進・遊休農地の活用促進・地域資源を活かした観光産業振興・中小企業の活性化と雇用の創出

5カ年の取り組み内容

奥河内構想の推進や高野街道、文化財などの地域資源を活用した観光振興施策と、ブランド製品の認定や農業研修、農産物直売所の売上向上の支援など農業振興施策を実施しました。また、新婚世帯家賃補助・持家取得補助制度など定住促進施策を実施しました。

①サービスの再構築

○施策の再構築の視点・方向性2（新たな価値の形成）

②河内長野市の新たな価値を形成する施策の展開本プログラムの改革により、見直すべきところは見直しながら、住み続けたい・住んでよかったと実感できる河内長野市の新たな価値を形成する施策を展開します。＜方向性＞・子育てや子育てに関する施策の充実・高齢者や障害者に対するセーフティーネット・地域の実情にあった最適な公共交通ネットワークの確立・教育力向上や次世代育成のための施策推進

5カ年の取り組み内容

施策再構築の方向性を全庁的に検討し、できるものから実施しました。

①サービスの再構築

○施策の再構築の視点・方向性3（市民協働の推進）

③市民協働の推進市民協働を推進することにより、よりきめ細やかなサービスへの対応と、市民満足度の向上を図り、自律性の高いまちづくりを目指します。＜方向性＞・協働推進のための環境整備・新たな支え合いのしくみづくり・地域を支える人材の育成

5カ年の取り組み内容

本市が実施している市民サービスの検討を行い、協働事業提案制度を導入しました。また、地域まちづくり協議会の設立に向けた取り組みを進めました。

②サービス供給主体の見直し

○民間委託の検討1（窓口業務など）

行政責任の確保等に留意しながら、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図るため、窓口業務や収納業務、学校校務業務、図書館業務について一部民間委託の推進を検討します。

5カ年の取り組み内容

公金収納業務のうち、納付済通知書の仕分け及び読取り業務を民間委託するとともに、読み取った内容をデータ化し住民情報システムや財務会計システムと連動させる公金収納システムを構築することで、事務の合理化・効率化を図りました。

②サービス供給主体の見直し

○民間委託の検討2（地域包括支援センター運営業務）

地域包括支援センター運営業務については、社会福祉法人等への委託を検討します。

5カ年の取り組み内容

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく安心して生活できるように、心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行うため、東部・西部・中部地域の3ヶ所に地域包括支援センターを設置しました。

②サービス供給主体の見直し

○ボランティア、NPOなどの活用を検討1（高齢者に対する家事援助など）

高齢者に対する家事援助などの単独施策のあり方を見直し、地域やボランティアなどで支える仕組みを検討します。

5カ年の取り組み内容

ごみ出しが困難な高齢者等に対する、市職員による訪問収集（ふれあい収集）を平成24年度から開始しました。

(3)投資的経費の抑制と将来債務の軽減 財政健全化プログラム【視点3】

①事業優先度の明確化による投資的経費の抑制

（事業優先度の明確化による投資的経費の抑制）

普通建設事業については、事業年度の延伸や規模の縮小を行っていますが、更に事業の優先度や熟度を明確にし、事業費の平準化を図ります。また、新規事業は抑制の観点から戦略性、緊急性の高い事業に限るものとします。《判断基準等は財政健全化プログラム本体を参照》公共施設を良好な状態で管理していくためには、計画的に前もって改修を実施する「予防保全」が必要です。厳しい財政状況下においては、限界があるため下記「基本方針」により取り組むこととします。

5カ年の取り組み内容

実施計画の策定にあたり、事業の優先度や必要性を明確にした採択を行いました。また、公共施設保全については、予防保全も含めた効果的な保全改修方針について検討を進めました。

②市債の新規発行の抑制および繰上償還の実施

○減債基金の有効活用

減債基金の活用により借換債の発行抑制を図ります。

5カ年の取り組み内容

平成23年度において、複合文化施設（キックス）等の建設に伴う借入金の最終償還（2,346百万円）を減債基金を活用して借換債の発行抑制を図りました。

②市債の新規発行の抑制および繰上償還の実施

○市債の新規発行の抑制

市債の新規発行の抑制により公債費の圧縮を図ります。

5カ年の取り組み内容

土地開発公社が先行取得してきた土地について、金利負担などにより簿価が増加しているため、第三セクター等改革推進債などを活用し、市が買い取ることで、後年度における金利負担を軽減させました。

②市債の新規発行の抑制および繰上償還の実施

○繰上償還の実施

公的資金の繰上償還(補償金なし)を行い、高金利地方債の公債費負担軽減を図ります。

5カ年の取り組み内容

平成20年度において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、年利7%以上を対象として繰上償還を実施しました。

(4)歳入の確保

財政健全化プログラム【視点4】

①市税等の収入の確保

○市税等徴収率の向上1 (課税客体の把握など)

市税について課税客体の的確な把握と徴収率の向上を図ります。

5カ年の取り組み内容

税務署、府税事務所との連携を図り、支払調書の点検や扶養状況のチェックなどにより市民税の適正な課税に努めました。また、固定資産税については航空写真の活用や市内巡回による課税漏れの防止などにより、課税客体の適正な把握及び課税を行いました。

①市税等の収入の確保

○市税等徴収率の向上2 (保育料などの徴収率向上)

保育料、市営住宅使用料、放課後児童会負担金などの徴収率の向上を図ります。

5カ年の取り組み内容

保育料について、口座振替推進及び未納者への督促催告を行い徴収率の向上を図りました。市営住宅使用料については、滞納者への納付指導にかかる要綱の制定、要綱に基づく指導を実施し、口座振替を実施しました。

②受益者負担の適正化

○有料化の検討 (公共施設の駐車場など)

市民負担の公平性や他団体の動向などを把握し、各種サービスに対する受益者負担の適正化を図ります。公共施設の駐車場、福祉センター錦溪苑・地域福祉センターの入浴施設、健康診査・各種がん検診、衛生害虫駆除などの有料化の検討を行います。

5カ年の取り組み内容

福祉センターの浴場使用料の徴収を開始し、また、衛生害虫駆除の業務委託を廃止し、駆除業者などを紹介することとしました。公共施設の駐車場有料化については、スポーツ施設の駐車場有料化にむけた課題の抽出を行いました。

②受益者負担の適正化

○見直しの検討1（使用料・手数料）

使用料、手数料の定期的な見直しを行います。

5カ年の取り組み内容

受益者負担の原則のもと、適切な料金設定がなされているか調査し、その上で使用料等の改定を行うのか検討を行いました。（検討の結果、今回は改定しませんでした）
今後も3年に1度のスパンで見直しの検討を実施します。

②受益者負担の適正化

○見直しの検討3（事業系ごみ処理手数料など）

事業系ごみ処理手数料などの手数料について見直しを検討します。

5カ年の取り組み内容

平成20年度に条例を改正し、事業系ごみ処理手数料の見直しを行いました。

③未利用財産の有効活用と売却

○売却を検討する未利用財産（不動産）

未利用となっている普通財産（みどり保育所跡地、市営住宅跡地、コミプラ施設跡地など）で、将来の活用が定まらない場合は売却を行います。

5カ年の取り組み内容

平成23年度において、桐ヶ丘普通財産（158.41㎡）を売却しました。（売却価格6,320,800円）
今後も引き続き、未利用となっている普通財産について、測量など売却に伴う経費と売却益などの費用対効果の検証を行い、売却可能な財産から売却を引き続き行います。

③未利用財産の有効活用と売却

○不要品の売却（動産）1（不要物品全般）

不要となった物品の売却を行います。

5カ年の取り組み内容

平成20年度からインターネット入札により不用となった物品の売却を実施しました。

③未利用財産の有効活用と売却

○不要品の売却(動産)2 (放置自転車)

放置自転車の売却について検討します。

5カ年の取り組み内容

平成21年度より市登録業者(有価物引取)の中から選定した業者と売却契約(単価契約)を締結するとともに、売却を実施しました。注)売却した自転車をそのまま転売したと疑われる事件があったため、平成24年度から売却は中止しています。なお、利用できる自転車は全て海外供与を行っています。

③未利用財産の有効活用と売却

○未利用財産の貸付

普通財産や土地開発公社の保有地の整理を行い、長期保有地などについては暫定的な利用の可能性について検討します。

5カ年の取り組み内容

河内長野駅前・ノバティながの南館に所在する長野窓口センター跡地について平成24年12月より行政財産貸付契約により貸付を行いました。引き続き、土地開発公社から買い戻した事業用地について、行政財産の貸付などによる暫定利用を検討します。

④その他の収入の確保

○広告料収入

公共物や印刷物についても広告を掲載することにより財源確保を図ります。

5カ年の取り組み内容

広報紙や市ホームページを始め、ディスプレイ表示、ポスターなどの各種印刷物、施設の壁面やエレベーターなどの市有財産への有料広告の掲載や、封筒、市民向け案内はがきなどの広告付物品の無償提供などにより広告料収入の確保を図りました。

④その他の収入の確保

○財産の有償貸付

無償貸付財産の有償化を図ります

5カ年の取り組み内容

大阪安全衛生教育センターにおいて、有償貸付を実施しました。今後も、更なる有償貸付の実現に向けて取り組みます。

④その他の収入の確保

○新規財源2（文化財デジタルアーカイブ）

文化財デジタルアーカイブ素材の有償販売を検討します。

5カ年の取り組み内容



文化財デジタルアーカイブ素材のコンテンツを充実させ、その販売システムの委託契約を実施しました。

【用語解説】

※1 Facebookページ

世界中で利用されているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）であるFacebook上で、企業や著名人、同好会などが、ユーザーとの交流のために開設するページのこと。

※2 SNS

インターネット上で社会的ネットワークを構築するためのサービスで、ユーザー同士がつながり、双方向のコミュニケーションを行うもの。

※3 モックルめーる

河内長野市の行政情報を、電子メールにより希望者のパソコンや携帯電話に向けて配信するサービスで、安全安心情報の配信を最初の取り組みとして、平成18年5月から運用を開始しました。

※4 パブリック・コメント

市の施策等について、事前にその案を公表し広く意見を求め、提出された意見を考慮して市の意思決定を行うとともに、考え方を明らかにする一連の手続のこと。

※5 バランス・シート

いわゆる貸借対照表のことで、資産と負債を対比させて、ある時点での財政状況を表す財務諸表の一つ。左右（借方・貸方）の合計が常に同じでなければならないことからバランスシートと呼ばれます。

※6 ボランティアアドバイザー

自らもボランティアをしており、これからボランティアを始めようとする人やすでに活動している人に同じボランティアの立場で相談にのったり、アドバイスする人のこと。

※7 コーディネート

全体が調和するよう、各部を調整しまとめること。

※8 ファシリテーター

「援助者、促進者」という意味があり、会議などの参加者が対等な立場で意見を言い合い、より民主的に会議を進める役割があります。意見をコントロールするのではなく、進行をコントロールするのが特徴です。

※9 アウトソーシング

ここでは、民営化、外部委託などにより民間活力の有する専門性や機動性、ノウハウを活用して公共サービスの提供および行政内部の業務を行うこと。

※10 CS

顧客満足(Customer satisfaction の略)のこと。

資料 2

「引き続き取り組む項目及び内容」

※第4次河内長野市行財政改革大綱に基づき、平成25年度以降も引き続き取り組むべき項目及び内容を記載しています。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 「協働型行政への転換」 | 1 項目 |
| 2. 「行政運営の改革」 | 1 項目 |
| 3. 「健全な財政運営の確立」 | 1 1 項目 |

【もくじ】

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 協働型行政への転換 | 1 |
| (2) 市民協働の推進 | 1 |
| 2. 行政運営の改革 | 2 |
| (3) サービスの提供方法等の充実 | 2 |
| 3. 健全な財政運営の確立 | 3 |
| (1) 行政運営経費の見直し | 3 |
| (2) 市民サービスの再構築 | 4 |
| (4) 歳入の確保 | 5 |

1. 協働型行政への転換

～協働のまちづくりに向けて～

(2)市民協働の推進

①市民公益活動の基盤づくり

○拠点施設の整備

市民公益活動の活性化や協働の促進を総合的に進める拠点である市民公益活動支援センターと連携した、地域の日常的な活動の場の整備を進めます。

今後の取り組み内容等

市民公益活動に関する情報の収集と提供、人材の育成、相談及び助言などのさまざまな機能の向上を図り、市民公益活動の立ち上げ支援や、市民公益活動団体や市民、自治会、企業、行政などの交流や協働を促進します。

(3)サービスの提供方法等の充実

①サービスの提供方法等の見直し

○電子申請における利便性の高い受け取り方法などの導入

電子申請などによる証明書などについて、その決済方法の検討を含め、できるだけ便利に受け取ることができる方法の導入を図ります。

今後の取り組み内容等



クレジットやペイジー収納など、具体的な決済方法について検討しましたが、手数料の負担や収納時期などの課題があることから、費用対効果を勘案した結果、導入を見送りました。今後は、更なる「電子申請の拡充」及び「市税等納付しやすい環境整備の検討」を行っていきます。

3. 健全な財政運営の確立 ～安定した財政基盤の確保～

(1)行政運営経費の見直し

財政健全化プログラム【視点1】

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方を見直し

○廃止の検討1（市営小山田住宅）

老朽化が著しい市営小山田住宅について、入居者の生活環境維持につながる施策を講じた上で、廃止を検討します。

今後の取り組み内容等

市営小山田住宅入居者（10世帯）に対して、転居先等の協議を行い、平成23年度に3世帯、平成24年度に3世帯が退去しました。引き続き、入居者の転居先を斡旋し、全世帯の転居後に小山田住宅の廃止に向けた取組みを進めます。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方を見直し

○廃止の検討5（三日市幼稚園）

三日市幼稚園については幼稚園行政としてのあるべき姿を総合的に検討し廃止も視野に入れて今後の方向性を定めます。

今後の取り組み内容等

「子ども・子育て新システム」の行方をみながら、今後の幼稚園教育、子育て支援の方向性を見据え、存続、あるいは廃園の判断をすべきとの結論にいたり、継続検討していくこととしました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方を見直し

○廃止の検討6（烏帽子形プール）

学校プールの開放も視野に入れ、老朽化が進んでいる烏帽子形プールについて廃止を検討します。

今後の取り組み内容等

平成24年度をもって統廃合によって閉校する南花台西小学校のプール施設の活用を視野に入れ、烏帽子形プールの廃止時期の検討を引き続き行います。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方を見直し

○指定管理者制度への移行の検討2（青少年活動センターなど）

青少年活動センターについては、滝畑ふるさと文化財の森センターとの施設の一体化と指定管理者制度の導入について検討します。

今後の取り組み内容等

青少年活動センターと滝畑ふるさと文化財の森センターの両施設を平成22年4月に統合しました。指定管理者制度の導入については、当該施設運営に適した担い手の確保が困難であります。引き続き、指定管理者制度の導入に向けて取り組みます。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○指定管理者制度への移行の検討3（市民交流センター）

市民交流センターについては複合機能施設であるため、施設運営の包括委託が適さないため、指定管理者制度の導入の可能性も含めてより効率的・効果的な運営のあり方について検討します。

今後の取り組み内容等

課題を整理し、指定管理者制度導入の方向性や進め方などについて協議を行いました。平成26年度からの指定管理者制度導入に向けて引き続き取り組みます。

④特別会計の経営改善

○下水道会計2（福祉減免制度の見直し）

負担の公平性の観点から福祉減免制度の見直しを行います。

今後の取り組み内容等

福祉減免制度については、福祉施策の観点から制度が構築された経緯があるため、福祉部門が中心となり、この制度の必要性和負担の公平性の観点から検討を行っているが、今後も他の福祉施策も含め、引き続き検討を行います。

④特別会計の経営改善

○水道会計2（福祉減免制度の見直し）

負担の公平性の観点から福祉減免制度の見直しを行います。

今後の取り組み内容等

福祉減免制度については、福祉施策の観点から制度が構築された経緯があるため、福祉部門が中心となり、この制度の必要性和負担の公平性の観点から検討を行っているが、今後も他の福祉施策も含め、引き続き検討を行います。

(2)市民サービスの再構築

財政健全化プログラム【視点2】

①サービスの再構築

○補助費の見直し5（私立3歳児入園奨励金など）

私立3歳児入園奨励金については、私立幼稚園在籍園児保護者給付金の見直しに合わせて制度のあり方を検討します。

今後の取り組み内容等

私立3歳児入園奨励金については、私立幼稚園在籍園児保護者給付金とあわせて、国の制度である就園奨励費を整理統合し、平成24年度より、子育て・幼児教育推進給付金として支給を開始しました。今後はその効果を改めて検討し、見直しを行います。

②サービス供給主体の見直し

○ボランティア、NPOなどの活用を検討2（子ども見守りパトロール事業）

子ども見守りパトロール事業については、地域ボランティアなどの活用方策について検討します。

今後の取り組み内容等

地域防犯パトロールは徐々に拡がりを見せるものの、各地域の進捗状況は均一でないことから、当該事業を引き続き実施します。今後も、各地域へ説明を行い、当該事業に対するご理解とご協力が得られるよう取り組みます。

(4)歳入の確保

財政健全化プログラム【視点4】

②受益者負担の適正化

○見直しの検討2（保育料など）

保育料、放課後児童会負担金、放置自転車の保管料などについて見直しを検討します。

今後の取り組み内容等

放置自転車等の保管料については、平成21年4月に改定しました。市立汐の宮保育所の民営化など保育を取り巻く環境の変化が大きかったことから、保育料の見直しは実施しませんでした（平成20年度において国基準の70%に見直しました）。また、放課後児童会負担金については、国や府の補助額算定変更を働きかけ、平成23年度から補助金の増額が図られています。また、歳出の抑制を図れたこともあり、負担金の平成25年度見直しは見送りました。今後も、引き続き、現行の使用料、手数料などについて、受益者負担の観点のもと、見直しを検討いたします。

④その他の収入の確保

○新規財源1（命名権）

命名権（ネーミングライツ）などの導入について検討をします。

今後の取り組み内容等

他市においても、買い手が見つからないケース、売却金額を引き下げるケースなどが多くみられ、広告媒体としての価値が低下しているものと考えられたため、いったんは導入を見合わせました。しかし、新たな財源確保に向けた取組みは市の重要な課題であることから、引き続き、施設の目的・性質等にも配慮しながら、市民サービスに混乱を生じることなく円滑に導入するための手続方法や導入効果などについて検討します。

